

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起き日は、その翌日)
（当日起き日は、その翌日）

年政令第八十七号 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良法による換地計画の決定（二件）（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（漁港課）

開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）

都市計画事業の認可（下水道課）

◇公 告 公募型指名競争入札の実施（医務薬事課）

◇公 告 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（二件）（中小企業課）

告示

鳥取県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、
医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定
承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二
年五月三十日政令第三百四十一号）の規定に基づき、
國営土地改良事業に係る大山山麓地区第一十九工区の換地計画を定めたので、同条第四
項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり総覽に供す
る。

鳥取県告示第二号

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七	平成六年十二月十五日
米子中海病院	米子市彦名神社前二二五〇	平成六年十二月十六日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成七年一月一日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目一六八	平成七年一月一日
医療法人 福鳴歯科医院	鳥取市栄町六〇九	〃
田本歯科医院	米子市万能町九	〃
海賀歯科診療所	西伯郡大山町国信五三九一一五	〃
上後藤薬局有限会社	米子市上後藤二丁目一一一	平成六年十二月十五日
桔梗堂薬局	米子市東福原三丁目八一一一	平成六年十二月十六日

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年一月十一日から二十日間
三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
二 縦覧に供する期間
平成七年一月十一日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
大山町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第三号

東伯郡赤崎町大字出上三三一一西村富士夫ほか三人の者が共同して行う土地改良事業に係る柏谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡東伯町大字倉坂字奥山東平一一四一の三、一二四一の九五、一一四一の九七、一一四一の一〇一、一一四一の一〇九、一一四一の一一二三、一一四一の五・一四一の四八、一一四一の五三、一一四一の五六から一一四一の五八まで・一一四一の六二・一一四一の九六・一一四一の九八から一一四一の一〇〇まで・一一四一の一〇二から一一四一の一〇八まで・一一四一の一〇〇から一一四一の一二まで・一一四一の一一四から一一四一の一一八まで（以上二六筆について次の図に示す部分に限る）、字奥山ノ内東秋葉一一四四の一四、一一四四の一五から一一四四の一七まで・字奥山西平一一七三の一八六・一一七三の一一四四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的
水源のかん養
3 解除の理由

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
二 縦覧に供する期間

河川管理施設用地とするため
解除予定に係る保安林の所在場所

二一

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一一四四の二四、一一四四の一九・一一四四の二〇・一一四四の二三・一一四四の二七（以上四筆について次に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次の一とおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県 知事 西尾邑次

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成四年七月二十四日 鳥取県指令受漁港第二十一号

三 しゅん功認可の年月日

平成六年十二月十六日

四 埋立区域

(一) 位置
西伯郡中山町字濱五九一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結ぶ平成三年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点

御崎地区御崎港燈台（北緯三五度三一分四一秒、東經一三三度三五分三六秒）から一一度一八分二〇秒五〇・八一メートルの地点

2の地点

1の地点から一二度四〇分三三秒八・九一メートルの地点

3の地点

2の地点から一〇一度三一分一四秒四七・五〇メートルの地点

4の地点

3の地点から一九一度四〇分一七秒九・〇四メートルの地点

(三) 面積

四二六・一八平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

中山町役場

鳥取県告示第六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号
平成六年六月六日 鳥取県指令受米土維第百六十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市熊党二〇一一二

株式会社 アーバンリゾート

代表取締役 尾島秀昭

鳥取県告示第七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年一月十日から平成十三年三月三十一日

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年九月十三日 鳥取県指令受米土維第五百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ四及び字沖林ノ九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社
代表取締役 金澤泰治

次

四 事業地

1 収用の部分 智頭町大字市瀬字井手口通り、字江兒及び字上段、大字智頭字卯塙、字チハガワ、字寺前通り、字トモ原、字トモ田、字町之内(ノ)、字化畠庵、字上ノ山、字瀬田、字棧場、字藤ノ木茶山、字掛上、字河原町、字中繩手東、字中繩手西、字京免、字道ノ下、字山塙、字櫻木谷、字本折、字高ヒトワ、字上市向河原下モ、字上市向河原上モ、字寺田、字史代、字田谷口、字タメロ、字藤ノ木、字藤ノ木河原、字掛上(一)、字藤ノ木(一)、字大地藏(一)、字(地藏)(一)、字枕田、字城口ハナ、字城口ハナ(一)、字殿ハナ、字清右衛門田、字大地原(一)、字天神免(一)、字天神免(一)、字横瀬、字天神免河原、字横合及び字クハウ、大字岩神字川向、大字三田字トモ田、字横谷口及び字柳ノ内、大字山根字トモ田、字トモ田井手西、字西中間田、字大飛所及び字長ヶ谷向並びに大字南方字大田谷口及び字新ヶ坪
2 使用の船分 なし

公 告

(1) 工事の名称

県立中央病院外来棟増築電気設備工事（以下「増築電気工事」という。）
県立中央病院外来棟増築機械設備工事（以下「増築機械工事」という。）

(2) 工事の場所

鳥取市江津

(3) 工事の概要

ア 本工事は、県民の医療に対する意識の変化、高齢化の進展及び疾病構造の変化による患者の増加並びに医療技術の著しい進歩による施設、設備の改良整備のために外来棟の増築を行うものである。

イ 外来棟の整備にあたっては、患者サービスの向上あるいは診療機能の充実に意を用い、カルテ自動検索システム、自動搬送設備及び患者呼出表示盤を導入するとともに、オーダリングシステムへの対応に配慮している。

また、高齢者及び障害者に配慮し、エスカレータ、エレベータ及び各階に車椅子用便所を設置するとともに、玄関及び便所等の段差解消を図っている。
ウ 热源は、既設本館の热源（蒸気及び非常用発電機等）を利用して、蒸気式冷温水機による單一ダクト及びダクト併用ファンコイルユニット方式を採用することにより、エネルギーの節減を図っている。

また、待合ホール等の大空間は、ダクト空調以外に床暖房を行い快適環境に配慮している。

(4) 工事の内容

- ア 規模構造等（建築工事の構造、規模及び仕上げ概要）
外来棟 鉄筋コンクリート造地上2階、塔屋付 延べ床面積 約7,051m²
玄関ホール 鉄骨造地上1階 延べ床面積 約537m²
渡廊下 鉄骨造地上2階 延べ床面積 約29m²
通路上屋 鉄骨造地上1階 延べ床面積 約145m²
屋根 鉄筋コンクリート製（トップライト アルミ製）
外壁 レンガタイル貼、伸縮目地

平成7年1月10日 火曜日 鳥取県公報

イ 本工事

増築電気工事

受変電設備 既設受変電設備から高圧分岐とともに増築棟に高圧受変電設備を増設

備を増設

静止形電源設備 非常照明器具電源及び受変電設備制御電源

動力、電灯設備 空調用動力電源、一般用照明及び非常用照明

通信情報設備 電話、電気時計、括声、表示、インターホン、TV及びコンピュータ用配管設備等

防災設備 自動火災報知、自動閉鎖、誘導灯及び避雷設備

昇降設備 エスカレーター及びエレベーター基

患者呼出設備 ホストコンピュータ、総合受付パソコン等を経由して各診察室

の操作卓からの情報を集計整理して表示順を決定し、患者の受診

番号を1台の総合表示盤と8台の外待表示盤に指示し、表示する

「案内表示システム」

増築機械工事

給水衛生設備 高置水槽（既存設備）による給水方式

排水設備 公共下水道

消防設備 スプリンクラー及び二酸化炭素消火（既存設備）による消火設備

給湯設備 中央式（油）（既存設備）により給湯

空気調和設備 蒸気式冷温水機による單一ダクト及びファンコイルユニット併用方式

冷暖房設備 ヒートポンプ・パッケージ

換気設備 第一種及び第三種

自動制御設備 電気式

(5) 工期

平成7年2月から平成9年2月28日まで（予定）

2 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出を求め

る者

増築電気工事にあっては電気工事、増築機械工事にあっては管工事について、次の事項をすべて満たす者を対象とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。
イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。

ウ 構成員の出資比率は10分の3以上であるものとする。

エ 本工事に監理技術者を専任で配置できること。

オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 県外に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち、増築電気工事にあっては電気工事、増築機械工事にあっては管工事に係るものと有すること。

(ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の増築電気工事にあっては電気工事、増築機械工事にあっては管工事の総合数値が800点以上であること。

(エ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業（増築電気工事にあっては電気工事業、増築機械工事にあっては管工事業）の許可を受けていること。

(オ) 平成7年1月10日（火）から同年2月17日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。

(カ) 平成元年度以降に、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積5,000m²以上の工事を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者に相当する経験を有する技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 監理技術者は、増築電気工事にあっては平成元年度以降に、電気設備工事(鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000m²以上)の工事に従事した経験を有する者、増築機械工事にあっては建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で、平成元年度以降に機械設備工事(鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000m²以上)の工事に従事した経験を有する者

② 主任技術者に相当する経験を有する技術者は、増築電気工事にあっては建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級電気工事施工管理技士、増築機械工事にあっては同項に規定する一級管工事施工管理技士の資格を有する者

(ク) 建設業法第3条第1項に規定する本店又は営業所を中国地方又は近畿地方に有すること。

(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち、増築電気工事にあっては電気工事、増築機械工事にあっては管工事に係るもの占有すること。

(カ) 平成6年度鳥取県内建設業者格付等級区分がA級で、かつ建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の増築電気工事にあっては電気工事、増築機械工事にあっては管工事の総合数値が250点以上であるこ

ヒ。

(エ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業(増築電気工事にあっては、電気工事業、増築機械工事にあっては管工事業)の許可を受けていること。

(オ) 平成7年1月10日(火)から同年2月17日(金)までの間のいずれの日ににおいても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。

(カ) 平成元年度以降に、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積1,500m²以上の工事を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者に相当する経験を有する技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 監理技術者は、増築電気工事にあっては平成元年度以降に電気設備工事(鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000m²以上の工事に従事した経験を有するもの、増築機械工事にあっては建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で、平成元年度以降に機械設備工事(鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000m²以上)の工事に従事した経験を有する者)

② 主任技術者に相当する経験を有する技術者は、増築電気工事にあっては建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級電気工事施工管理技士、増築機械工事にあっては同項に規定する一級管工事施工管理技士の資格を有する者

(ク) 建設業法第3条第1項に規定する本店又は営業所を中国地方又は近畿地方に有すること。

(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち、増築電気工事にあっては電気工事、増築機械工事にあっては管工事に係るもの占有すること。

(カ) 平成6年度鳥取県内建設業者格付等級区分がA級で、かつ建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の増築電気工事にあっては電気工事、増築機械工事にあっては管工事の総合数値が250点以上であるこ

平成7年1月10日 火曜日

- 技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を提出することとし、その交付は、次により希望者に直接交付するものとする。
- (1) 技術資料作成要領の交付
- ア 交付期間
- 平成7年1月10日（火）から同年1月20日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院事務部管財課
- (2) 技術資料等の提出
- ア 提出期間
- 平成7年1月10日（火）から同年1月20日（金）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 提出場所
- 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院事務部管財課
- ウ 提出方法
- 技術資料等は持参の上提出しなければならない。
- (3) 技術資料等の審査
- 提出された技術資料等をもとに審査し、指名するものとする。
- 4 その他
- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県立中央病院事務部管財課（電話番号0857-26-2271）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されることは限らない。
- (3) 技術資料等提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会等は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

い。

雑報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとするとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成7年1月24日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年1月10日

報 県 取 鳥

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
株式会社三幸
米子市東福原6丁目12-40
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
エキサイティングタウン丸合境港店
境港市浜ノ町20-1
- 3 開店日
平成7年8月2日
- 4 店舗面積
2,990m²

9 平成7年1月10日 火曜日

報 公 県 取 鳥

5 主として販売する物品の種類

食料品、雑貨、衣料品、家庭用品、身のまわり品

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成7年1月24日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年1月10日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○ 法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
株式会社サンローズ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
丸谷五千石店
米子市福市1676
- 3 現在の休業日数
年15日
- 4 削減後の休業日数
年12日
- 5 休業日数の削減を行う年月日
平成7年4月27日